

広島県告示第千二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山下耳鼻咽喉科クリニック	尾道市栗原町八三四番地一	令和五年六月三〇日
カワモト薬局	大竹市西栄三丁目一番一八号	令和五年七月一日